

⑫ 太田市立東中学校 P T A 会則

第 1 章 名称および事務局

第 1 条 この会は太田市立東中学校 P T A といい、事務局を太田市立東中学校におく。

第 2 章 目的および活動

第 2 条 この会は父母と教師が協力して、家庭と学校および社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、教育の向上発展を図るとともに、生徒の生活を共同の責任で指導する。
2. 学校および生徒の教育環境の改善を図る。
3. 教育に十分な公費を得るよう務め、教育財政の確立を図る。
4. 学校区における社会教育の振興に尽力する。
5. 生徒活動および生徒の進路に関する援助を行う。
6. その他、この会の目的を達成するために有益な活動を行う。

第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育と福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利や非教育的行為に利用されない。
3. 学校の管理や人事に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員は、東中学校に在籍する生徒の父母または保護者および東中学校の教職員とする。

第 5 章 役員および委員

第 6 条 この会に次の役員および委員をおく。

1. 本部役員
 - (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 4 名 (うち 1 名は東中学校教頭とする)
 - (3) 書 記 4 名 (うち 1 名は東中学校教諭とする)
 - (4) 会 計 5 名 (うち 2 名は東中学校教諭とする)
2. 地区委員
 - (1) 地区委員長 1 名 副委員長 1 名
 - (2) 地区委員 (各地区若干名)
3. 学年・学級委員
 - (1) 学年委員長 学年 1 名
 - (2) 学年副委員長 学年 2 名
 - (3) 学級委員 学級 2 名
4. 専門委員
 - (1) 広報委員会 委員長 1 名 副委員長 2 名 委員若干名
 - (2) 教養委員会 委員長 1 名 副委員長 2 名 委員若干名
 - (3) 保健体育委員会 委員長 1 名 副委員長 2 名 委員若干名
 - (4) 補導委員会 委員長 1 名 副委員長 2 名 委員若干名
5. 本部役員は他の委員長、副委員長、会計監査委員を兼ねることはできない。
6. 本部役員および委員の任期は 1 年とする。ただし再選は妨げない。

第 7 条 1. 本部役員 (以下役員という) は、役員候補者選考委員会に推薦された候補者につき、総会において承認を得る。

2. 委員は次の通り選出する。
 - (1) 地区委員は各地区より若干名選出し、そのうち 1 名を地区委員長とする。
 - (2) 学級委員は各学級の生徒の父母より 2 名ずつ投票等により選出し、学年別に委員長 1 名、副委員長 2 名を互選によって選出する。
 - (3) 各専門委員は地区委員・学級委員・本部役員が、広報・教養・保健体育・補導の各委員会に所属する。

第 8 条 役員および委員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記はこの会の活動に関する事項を整理し、保管するとともに会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
4. 会計はこの会の一切の会計事務を処理し、定期総会のとき会計監査委員会の監査を受けた会計報告をする。
5. 各委員は、それぞれの委員会活動を通して、この会の目的達成に務める。

第 6 章 顧 問

第 9 条 この会に若干名の顧問をおくことができる。(学校長、前会長等を含む)

1. 顧問は総会の議を経て会長が委嘱する。
2. 顧問は会長の諮問に応じ、会務運営に参与する。
3. 顧問の任期は委嘱年度とする。

第7章 会計監査委員

- 第10条 経理を監査するために、若干名の会計監査委員をおく。
第11条 会計監査委員は役員選考委員会により会員中より推薦されたものについて、総会において決定する。
第12条 会計監査委員はPTA会費及び後援会費の会計監査を行い、その結果について定期総会において報告する。
第13条 会計監査委員の任期は1か年とする。

第8章 役員候補者選考委員会

- 第14条 役員および会計監査委員を推薦するために、役員候補者選考委員会をおく。
第15条 役員候補者選考委員会の細則は別に定める。

第9章 会議

- 第16条 この会の会議は、総会・本部役員会・運営委員会・学年委員会・各専門委員会とする。
総会、本部役員会、運営委員会は会長が招集し、学年委員会、各専門委員会は会長、委員長連名で各委員長が招集する。
- 第17条 1. 総会は全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。
ただし、総会は開催せず書面開催とする。
2. 議長は、出席者の同意を得て定める。
- 第18条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度当初に開催し、過半数以上をもって成立とする。臨時総会は会長が必要と認めたととき、および会員の3分の1以上の要請があったときに開催することができる。
- 第19条 総会は次の事項を行う。
1. 会則（規約）の決定ならびに改正。
2. 予算、決算、事業の審議と承認。
3. 役員および会計監査委員の推薦、選出、承認。
4. その他、この会についての重要事項の審議。
- 第20条 運営委員会は役員、地区正副委員長、各学年正副委員長、各専門正副委員長で構成し、総会につぐ議決機関で、次の事項を審議する。
1. 総会に提出する議案ならびに報告書等。
2. その他、この会の運営に必要な重要事項。
- 第21条 役員会の任務は次の通りとする。
1. 年度行事予定および予算案の作成。
2. 各種行事計画の立案および検討。
3. その他、重要事項または緊急事項についての企画・立案と対応。
- 第22条 学年委員会は次の通りとする。
1. 各学級から選出された2名の学級委員は、学年別に学年委員会を構成する。
2. 学年委員会は、当該学年担当教師の意見を尊重して、当該学年の教育活動に協力する。
3. 各学年委員会は、当該学年の進路対策を学年担当教師と協力して推進する。
- 第23条 各専門委員会は、地区委員、学級委員および教師代表で構成し、活動内容は次の通りとする。
1. 広報委員会
機関紙の発行を通して、会員相互の研修に指針を与える。
2. 教養委員会
講演会、研修会等、会員相互の研修の立案・実施にあたる。
3. 保健体育委員会
会員ならびに生徒の健康保持増進を図るとともに、生徒の体育的活動を援助する。
4. 補導委員会
主として校外における生徒の健全育成、交通安全等に関する対策・実践にあたる。
- 第24条 地区委員会は、各地区より選出された地区委員で構成し、各地区別に地区委員長を中心として、当該地区のPTA活動を推進する。

第10章 会計

- 第25条 この会の経費は、会費およびその他の収入による。
第26条 この会の会費は、年額2800円とする。
第27条 この会の会計監査は3月に行い、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
第28条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 附則

- 第29条 1. この会の運営に関する必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議を経て定めることができる。
2. 運営委員会は細則を制定または改廃した場合は、その結果を総会に報告しなければならない。
- 第30条 この会の会則は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することはできない。
第31条 この会則は、昭和23年5月3日より実施する。
(昭和23年3月31日 制定) (昭和49年5月10日 改正) (昭和53年4月28日 改正) (平成元年4月1日 改正) (平成21年5月1日 改正) (平成29年5月2日 改正)
(昭和31年3月12日 改正) (昭和51年5月7日 改正) (昭和54年4月1日 改正) (平成5年4月1日 改正) (平成24年4月27日 改正) (平成30年4月27日 改正)
(昭和41年4月22日 改正) (昭和52年5月6日 改正) (昭和59年4月28日 改正) (平成14年4月26日 改正) (平成28年4月28日 改正) (令和4年5月26日 改正)

⑬ 太田市立東中学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 本校 P T A 会員相互の親睦と福祉を図る目的をもって本規定を定める。

第 2 条 慶弔は次の場合に行うものとする。

1. 死亡の場合

- (1) 本会会員（本校に在学する生徒の父母または保護者）が死亡の場合は、生花 1 基および香典 5,000 円を供え、会長・地区委員・当該学級の学級委員が会葬する。
- (2) 本校生徒が死亡の場合は、生花 1 基および香典 3,000 円を供え、会長および当該学級の学級委員が会葬する。
- (3) 本校職員の配偶者または 1 親等が死亡の場合は、生花 1 基および香典 5,000 円を供え、会長が会葬する。
- (4) 本校職員ならびに本会の運営委員が死亡した場合は、生花 1 基および香典 5,000 円を供え、本部役員および当該委員会の代表が会葬する。

2. 傷病の場合

- (1) 会員および本校職員が傷病のため、10 日以上入院の場合は、代表者が見舞う。見舞金 3,000 円。

3. 本校職員が転退職の場合

- (1) 転任にあたっては、年数×1,000 円を餞別として贈る。また、1 年未満については 1,000 円とする。
- (2) 本務者で本校を退職した場合は、前項の算出額にさらに 3,000 円を加えて餞別として贈る。
- (3) 転退職にあたっては、花束を贈呈する。

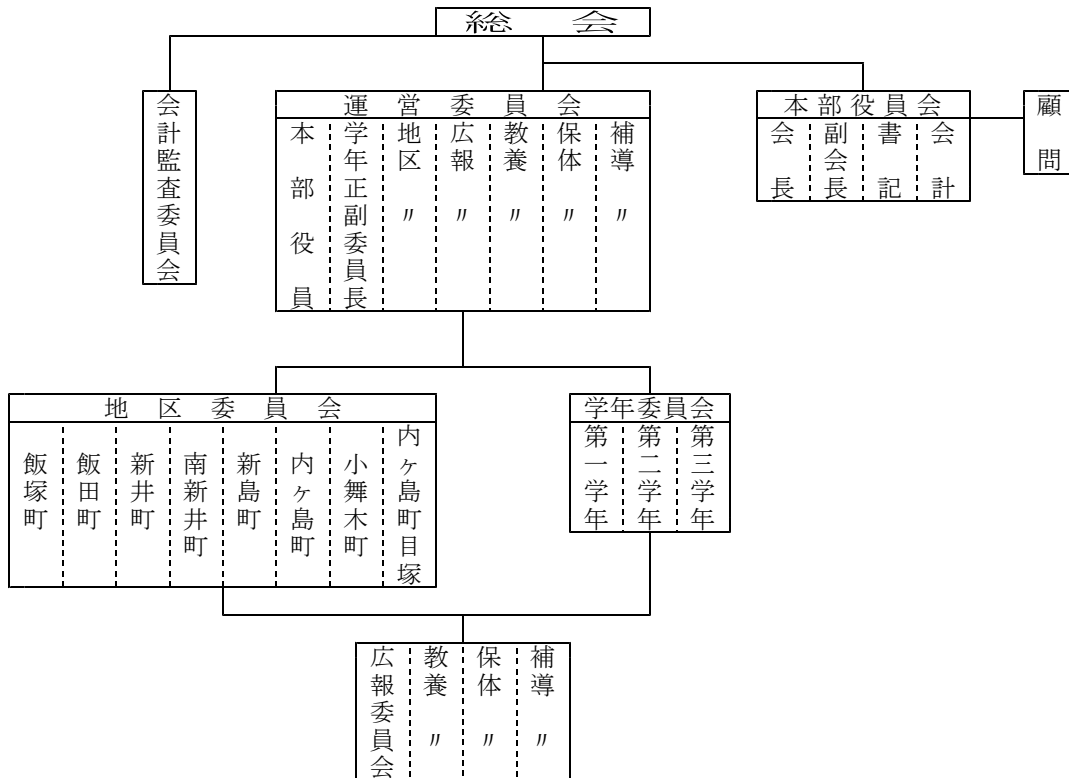
4. 本部役員ならびに永年功労者と認める者が退任する場合は記念品を贈呈し、感謝の意を表す。

第 3 条 本規定以外に特別の事態が発生した場合は、その都度、本部役員会で協議のうえ決定する。

第 4 条 この規定は、昭和 29 年 1 月 1 日より実施する。

- (昭和 29 年 11 月 1 日 制定) (昭和 53 年 4 月 28 日 改正) (平成 24 年 4 月 27 日 改正)
- (昭和 31 年 2 月 7 日 改正) (昭和 54 年 4 月 1 日 改正) (平成 30 年 4 月 27 日 改正)
- (昭和 40 年 4 月 24 日 改正) (昭和 57 年 5 月 13 日 改正)
- (昭和 43 年 5 月 18 日 改正) (平成 元年 4 月 1 日 改正)
- (昭和 49 年 5 月 10 日 改正) (平成 23 年 4 月 1 日 改正)

太田市立東中学校 P T A 組織図



⑭ 太田市立東中学校後援会会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は太田市立東中学校後援会と称し、事務局を太田市立東中学校におく。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は太田市立東中学校の教育全般を後援し、生徒の学力向上ならびに健全育成に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 教育活動の推進に協力し、環境条件の整備充実を支援する。
2. 生徒の体育的、文化的活動の振興を図り、その活動を支援する。
3. P T Aおよび関係諸団体と協力し、また支援する。
4. その他、教育の発展振興に必要と認める事業を行う。

第3章 会 員

第4条 本会は東中学校生徒の保護者及び本会の目的を理解し賛同する賛助会員をもって組織する。

第4章 役員 幹事 顧問及び会計監査委員

第5条 本会の役員は、P T A本部役員がこれを兼務する。

第6条 本会の経理を監査するために会計監査委員をおき、P T A会計監査がこれを兼務する。

第7条 役員・会計監査委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会議の議長となり、本会の決定事項を実施する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
3. 書記は各種会議の記録、集会の通達及びその他の事務を処理する。
4. 会計は会計事務を処理し、定期総会に会計監査を経た決算報告をする。
5. 会計監査委員は年3月に会計監査を行い、定期総会にその結果を報告する。

第5章 会 議

第8条 本会の会議は総会・役員会とする。

第9条 総会は年1回とし、次の事項を行う。ただし、総会は開催せず書面開催とする

1. 会則の決定ならびに改正。
2. 予算・決算の審議ならびに承認。
3. その他重要事項の審議。

第10条 役員会は次の事項を行う。

1. 予算案の作成。
2. その他、重要または緊急事項について企画・対応。

第11条 会議は出席者の多数決により決定する。

第6章 会 計

第12条 本会の経費は、会費その他の収入による。

第13条 本会の会費は月額400円とする。

第14条 本会の決算は年1回定期総会において行う。

第7章 附 則

第15条 1. 本会の運営に関する必要な細則は、会則に反しない限り本部役員会の議を経て定めることができる。

2. 本部役員会は細則を制定または改廃した場合は、その結果を総会に報告しなければならない。

第16条 本会の会則は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。

第17条 本会の会則は、昭和31年6月15日より実施する。

(昭和54年 4月 1日 改正) (平成 5年 4月 1日 改正) (平成30年 4月27日 改正)

(昭和59年 4月28日 改正) (平成14年 4月26日 改正) (令和 4年 5月26日 改正)

(平成 元年 4月 1日 改正) (平成24年 4月27日 改正)

⑮ P T A 役員候補者選考委員会規定

- 第1条 東中学校P T A会則第6条に定める役員及び第10条に定める会計監査委員を選考するため役員候補者選考委員会（以下委員会という）をおく。
- 第2条 1. 本委員会は、P T A本部2名・各地区委員長（P T A本部役員、但し生徒が3年生役員も含む）をもって組織する。
2. 本委員会は必要に応じて小委員会を設置し、選考事務を行うことができる。
- 第3条 本委員会に次の役員をおき、委員の互選によって定める。
1. 委員長1名 2. 副委員長2名 3. 書記1名
- 第4条 本委員会の役員任務は、次の通りとする。
1. 委員長は会務を統轄し、会議の議長となる。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は委員会の活動に関する庶務を行う。
- 第5条 本委員会は、次年度P T A本部役員及び会計監査委員候補者を推薦し、総会にはかることを任務とする。
- 第6条 この委員会は、その任務が終了したときに解散する。

附則 この規定は昭和54年4月1日より実施する。

（昭和61年4月26日改正）

（平成元年4月1日改正）

（平成30年4月27日改正）